

横瀬町出産祝い金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、出産祝い金(以下「祝い金」という。)を支給することにより、出産を奨励し、子育て支援に資することを目的とする。

(受給資格)

第2条 この条例による祝い金の受給資格を有する者(以下「受給資格者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 出生日において住民基本台帳に記録された者で、本町に引き続き6月上住所を有するもの
- (2) 出産により子の父若しくは母となった者又は出生した子を養育する父母がいない場合においては当該子を養育する者
- (3) 申請日において町税の滞納がないもの

(祝い金の額)

第3条 祝い金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第1子 30,000円
- (2) 第2子 50,000円
- (3) 第3子以降 100,000円

(受給の申請)

第4条 祝い金の支給を受けようとする受給資格者は、規則で定める申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、出生日から1年以内に行わなければならない。

(支給の認定)

第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、審査の上支給の可否を決定し、第2条に定める受給資格者と認定したときは、当該受給資格者に規則で定める通知書により通知するものとする。

(支給日)

第6条 祝い金は、認定した日の属する月の翌月末までに支給する。

(資格の喪失)

第7条 受給資格者又は出生した子が出生日から申請日までに本町の住民でなくなったときは、祝い金の受給資格を失う。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行し、施行日以後の出産から適用する。

附 則(平成24年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成28年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、施行日以後の出産から適用する。

(条例の見直し)

- 2 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条に規定する目的の達成状況を評価した上で、前項の規定の施行日以後平成32年3月31日までに見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。